# 《 事務所ニュース 2024年7月号》

# 岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

### 改正雇用保険法が成立

#### ◆改正雇用保険法が成立

5月 10 日、改正雇用保険法が成立しました。改正 項目は、育児休業に関する給付新設、教育訓練やリ・ スキリング支援の充実や雇用保険の適用拡大など、多 岐にわたります。

◆自己都合退職者の基本手当の給付制限の変更

令和7年4月1日から、法改正により、要件を満た す公共職業訓練等を受ける受給資格者は給付制限な く基本手当を受給できるようになります。

また通達の改正により、正当な理由のない自己都合 離職者への基本手当の給付制限期間が1カ月に短縮 されます。ただし、短期で入退社を繰り返すのを防止 するため、5年間で3回以上正当な理由のない自己都 合退職を行った人の給付制限期間は3カ月とされま す。

#### ◆育児休業に関する新給付

令和7年4月1日から、育児休業に関する2つの給 付が創設されます。

出生後休業支援給付は、子の出生後間もない期間に 両親がともに 14 日以上育児休業を取得した場合、休 業開始前の賃金の13%が最大28日分、支給されます。

育児時短就業給付は、2歳未満の子の養育のため所 定労働時間を短縮して短時間勤務を行う場合の賃金 減額分の一部を補助するもので、短時間勤務中に支払 われた賃金の約10%が支給されます。

#### ◆雇用保険の適用拡大

令和10年10月1日から、「31日以上継続して雇用 されることが見込まれ」かつ「1週間の所定労働時間 が 10 時間以上 の労働者が雇用保険に加入すること となります。被保険者資格取得手続を行う機会が大幅 に増えるほか、基本手当の受給や離職票の作成にも影 響が及ぶため、今後の情報を注意深く確認する必要が あります。

## 職場の熱中症による死傷災害の発生状況

◆全体の約4割が建設業と製造業で発生

令和5年の職場での熱中症による死傷者(死亡・休業 4日以上) は、1.106人(前年比 279人・34%増)で あり、全体の約4割が建設業と製造業で発生していま した。死亡者数は31人(前年比1人・3.3%増)で、 業種別では、建設業で12人と最多になりました。

- ◆熱中症の死傷者数の約8割は7月または8月 2019 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、7 月または8月に約8割が発生していました。時間帯別 にみると 15 時台が最も多く、次いで 11 時台が多くな っていました。また、年齢別にみると、全体の約5割 が50歳以上でした。
- ◆厚生労働省の対策キャンペーンと現場の対策 厚生労働省では、「STOP!熱中症 クールワーク キャンペーン」を5月1日から9月30日まで実施し ています。

それぞれの現場では、①暑さ指数(WBGT)の把握 とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する こと、②作業を管理する者および労働者に対してあら かじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症 など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病 を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を 行うこと、について重点的に取り組むようにしましょ

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老齡・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行